

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和2年4月20日午後1時30分から令和2年第4回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は11名で次のとおりである。

第1番委員	高橋 旦 志	第7番委員	名 和 和 弘
第2番委員	石 田 一	第8番委員	菊 地 重 治
第3番委員	小 嶋 教 三	第10番委員	小 野 ま り 子
第4番委員	高 橋 正 則	第11番委員	那 須 正 昭
第5番委員	松 本 義 文	第12番委員	菊 地 成 壽
第6番委員	千 田 眞 一		

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局 長	鈴木 敏 郎
事務局 長 補 佐	阿 部 勝 利
係 長	及 川 靖
主 事	渡 辺 知 美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第3号	農地の形状変更の報告について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	及 川 靖
主 事	渡 辺 知 美

議 長 只今から令和2年第4回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、11名であります。  
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には3番小嶋教三委員、4番高橋正則委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

務 局 長 【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

議 長 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、報告第3号 農地の形状変更の報告についてを議題とします。事務局説明を求めます。

務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———  
 質疑が無いようですので、報告第 3 号を終わります。

議 長 日程第 7、議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請  
 審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。  
 事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
 説明が終わりました。  
 第 4 番 委員 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。  
 4 番 高橋です。番号 7 番の案件について、■■■■■■■■■■さんの畑を  
■■■■■■■■■■が借りるということですが、作付予定作物  
 は何になるのでしょうか。  
 事務局 申請時に作付計画を確認したところ、現地はリンゴ畑ということ  
 で、そのままリンゴ畑として利用するほか、一部はジャガイモやサツ  
 マイモを作付けする計画ということです。  
 議 長 ほか、質疑ございませんか。  
 議 長 ———なしの声あり———  
 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
 議 長 ———なしの声あり———  
 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議につい  
 て、許可に賛成する賛成する委員の挙手を求めます。  
 議 長 ———全員挙手———  
 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しまし  
 ました。

議 長 日程第 8、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請  
 に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めま  
 す。  
 事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。  
 第 6 番 委員 番号 1 番の案件について、6 番千田眞一委員より報告願います。  
 6 番 千田です。4 月 13 日午前に、街地区の農地利用最適化推進委  
 員の菊地勇委員と高橋重貴委員、事務局の及川係長と現地調査に行っ  
 て来ました。  
 譲受人である■■■■■■■■■■が既存の資材置場を拡張し、再生骨  
 材置場として利用するため、農地所有者の■■■■■■■■■■さんから田を売買  
 によって取得し、転用しようとするものです。  
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市  
 計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所  
 ではありません。  
 一般基準についてですが、既存の資材置場と同じ高さに盛土及び砕  
 石を敷き、隣接地との境界は法面施行をして、土砂流出等の対策を行  
 うとのことから、隣接地への影響は発生しないものと考えられ、事業  
 実施の確実性、被害防除の実施も認められます。  
 以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可  
 相当であると判断致しました。以上で現地報告を終わります。  
 議 長 ご苦労様でした。  
 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 3 番 委 員 3 番 小嶋です。先月も隣接地において同様の転用申請がなされた  
 と思いますが、今後も申請がなされた際は、制限等なく転用できるの  
 でしょうか。

事 務 局 申請地は第三種農地である都市計画の工業専用地域に指定されてお  
 り、農地転用の制限を受ける土地ではありませんので、今後も転用申  
 請があれば拡張が認められると思われま。農地を守る観点から、申  
 請の際に今後の拡張予定について確認したところ、今回で必要な土地  
 は確保できる計画なので、当分は転用申請を行わないのではないかと  
 のことです。

議 長 また 3,000 平米を超える転用申請があった場合は、都市計画上の開  
 発行為の許可申請が必要になってくるかと思われま。

議 長 ほか、質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 質疑無しと認めま。討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 討論無しと認めま。質疑・討論を打ち切り、採決いたしま。議  
 案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意  
 見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手  
 を求めま。

議 長 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県  
 に進達することに決定しま。

議 長 日程第 9、議案第 3 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定につい  
 てを議題としま。事務局説明を求めま。

事 務 局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ございませ  
 んか。

第 5 番 委 員 5 番 松本です。利用権設定番号 22 番の案件は、耕作者の変更とい  
 うことですが、どのように変わったのでしょうか。

事 務 局 備考欄に変更前の耕作者を記載しておりますが、以前は 3 名で耕作  
 していましたが、変更後は [ ] さんがお一人ですべて耕作する  
 ということ。

第 4 番 委 員 4 番 高橋です。所有権移転番号 2 番の案件について、 [ ]  
 [ ] が移転を受けると記載がありますが、  
 代表取締役や社長という名義ではないのはなぜなのでしょう。

事 務 局 また、 [ ] さんが移転をするということですが、所有農地の全  
 面積ではないのですが、残りはどのように活用するのでしょうか。

議 長 合同会社や株式会社などさまざまな形態がありますが、法務局の法  
 人登記簿の代表者の名称で申請をいただき、その名称を議案にも記載  
 しているものです。

議 長 二点目のご質問についてですが、申請時に残りの自己所有農地につ  
 いてどのように扱うのかは確認しておりませんが、自作地になるだろ  
 うと判断したものです。

議 長 ほか、質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 質疑無しと認めま。討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——

- 議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第3号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
———全員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第10、議案第4号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
- 事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】  
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
———なしの声あり———
- 議 長 質疑無しと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。  
———なしの声あり———
- 議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第4号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
———全員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。令和2年第4回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労様でした。

時間 14時05分